

母子健康手帳プロジェクト

BMCN 広報グループ

1. 母子健康手帳プロジェクトの目的

バイリンガル・マルチリンガル子どもネット (BMCN) の広報グループが進めている「母子健康手帳プロジェクト」は、「母子健康手帳」の記述の中に、バイリンガル、マルチリンガル環境で子どもが育つ場合の言語発達について記述するよう、厚生労働省に働きかけることを最終の目的としたプロジェクトである。その準備として、母子健康手帳のどのページにどのような記述があるとよいか検討し、具体的な提案を行う計画を立てている。

2. 言語学的な背景

現代の社会は、国境を越えた移動によって家庭のことばと地域のことばが異なる家族、国際結婚家庭で夫婦の母語が異なる家族など、複数の言語に囲まれて生活する家族が珍しくない。子どもの言語発達を考えると、家族が複数のことばの中で生活する状況を多言語環境と呼び、その中で子育てが行われる場合のことばの発達は、バイリンガル・マルチリンガル教育として研究されている (中島和子 2015, 桶谷 2007, Quay & Montanari 2016)。これらの研究によると、多言語環境で育つ子どもの健全な成長にとって、乳幼児期からのバイリンガル・マルチリンガル子育て (以後「BM 子育て」) が肝要である。そこで重要なことは、子どもが二つの言語に十分に接触するように働きかけることだと言われている。

これらの研究成果は、「教育分野」というより「母子保健」の分野で実践されることとなり、その枠組みの中で、養育者に正確な知識とノウハウを提供し、養育を支援することが適切かつ必要である。

3. 母子健康手帳に着目した理由

養育者に対しバイリンガル・マルチリンガル子育てに関する知識を提供するために、最も合理的なツールとして、BMCN 広報グループは「母子健康手帳」に着目した。着目した理由は、母子健康手帳が法律に基づく制度として日本社会に広く浸透していること、医療および母子保健分野で有効性が認められ、重視されていること、乳幼児の健全な発育と子育てに関する情報が意図的に盛り込まれており啓発の役割を果たしていることである。体の発達ばかりでなく、言語の発達に関する啓発として、バイリンガル・マルチリンガル子育ての知識も手帳に盛り込むことができれば、その理解を社会に広めることができると考えられる。以下に、母子健康手帳の成立と変遷、手帳の内容、外国人住民へのサービスの状況と手帳の多言語化、予想される今後の展開を概観する。

4. 母子健康手帳とは

「母子健康手帳」は1942（昭和17）年に作成された「妊産婦手帳」を前身に、1948年に「母子手帳」、1966年に「母子健康手帳」として導入された制度である（中村2012、中島正夫2012）。母子健康法16条に則って厚生労働省が管轄し、全国の地方自治体で冊子体のものを作成し、出産を控える母親に無料で配布される（図1、図2）。手帳には、医療従事者が検診や保健指導の記録を、妊産婦・保護者が本人と乳幼児の健康状態などを記入し、携帯する。また、種々の子育てや母子保健の情報が提供されている。手帳の目的は母子の健康と子の健全な成長を支えることで、地域の保健所や医院で保健師・医師による健康診査と保健指導に有効に活用されている（横山2012）。



<https://www.townnews.co.jp/0610/2015/06/25/289128.html>

図1 「タウンニュース」 秦野市の母子健康手帳配布関連のニュース。秦野市が印刷・発行した母子健康手帳の写真が載っている。



<http://www.city.nagoya.jp/tempaku/page/0000023690.html>

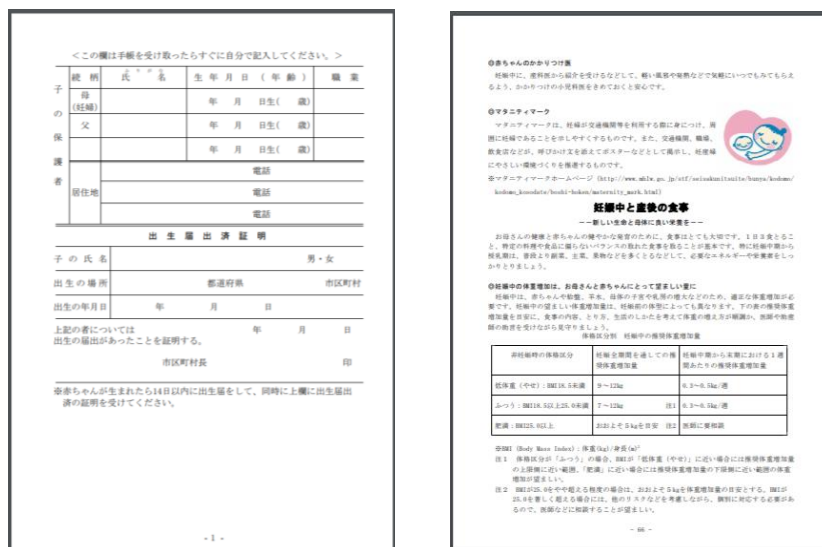
図2 名古屋市天白区のウェブサイト

「お医者さんから妊娠届出書をもったら、早めに母子健康手帳の交付手続きをしてください。」とある。

5. 母子健康手帳の変遷と現状

「母子健康手帳」の改正は、1948（昭和 23）年に「母子手帳」として制度化されてから、その後の社会の変化や法律の改正を受けて全面改正が 1966（昭和 41）年、1976（昭和 51）年、1992（平成 4）年、2002（平成 14）年、2012（平成 24）年に行われている。初期のころは乳幼児死亡率、妊産婦死亡率を減らし、母子の健康維持を目的に、身長・体重の変化の記録やワクチン接種の記録をつけるなど、医学面に主眼がおかれていたが、次第に健康情報、育児情報を提供し、意識的に母子保健に関する啓蒙の要素を含むようになる。さらに、発育や健康の管理を主体的に行えるよう、発育状況を記載する具体的なチェックリストと記述欄を「保護者の記録」として設けたのは 1976（昭和 51）年からである。1992（平成 4）年の改正では、全国統一の省令様式（記録部分）と、市町村の裁量にまかせる任意記載事項様式（情報部分）の二部構成とし、各自治体の事情に合わせられるようになった（中島正夫 2012）。

「省令様式」は、周産期から子どもが 6 歳になるまでの家庭環境、母胎の健康状況、赤ちゃんの成長や健康状況などを記録として記入するとともに、成長に合わせて発育状況を確認するためのチェックリストがあり、養育者が自然に子どもの成育に関する必要知識を学べるようになっている。省令様式、任意記載事項様式とも、厚生労働省のウェブサイトから A4 サイズの PDF 版がダウンロードできる（図 3）。



① 省令様式（PDF 版） ② 任意様式（PDF 版）

図 3 厚生労働省の母子健康手帳（抜粋）

各自治体は、この原本に則って表紙の図柄などに工夫をこらしつつ手帳を作成・印刷する。業者が請け負って制作するケースもある。

自治体は専門の出版社や印刷会社からまとめて購入し、市民に配布するが、表紙の絵柄は各出版元が工夫を凝らし、妊産婦に親しみやすいように工夫されている。手帳のバリエーシ

ョンとして、「株式会社母子保健事業団」(URL: <https://www.mcfh.co.jp/>) が看護学、助産師学校用の教材用母子健康手帳を発行したり(図4)「親子手帳」「父子手帳」「20歳までの母子手帳」を販売するなど、時代に合わせた広がりが見られる。「親子手帳」「父子手帳」は、2012年の改正にあたって行われた「母子健康手帳に関する検討会」報告(厚生労働省)によると改正の提案が行われたが採用されなかった。しかし、自治体によっては、これらを採用し、独自に配布をしているところもある(藤内 2013、中村 2012、江崎 2012)。



図4 教材用の「母子健康手帳」販売のウェブサイト

6. 外国人住民へのサービスと海外への展開

外国人住民のための多言語版母子健康手帳は、2018年8月現在ベトナム語・英語・ハンダグ・中国語・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語がある。1992年に東京都母子保健サービスセンター(当時)が初めて日本語を併記した外国語版母子健康手帳を開発したが、現在は民間ベースになり、1冊760円で株式会社母子保健事業団が団体や自治体向けに販売している。これをどのように住民に配布するかは自治体によって対応が異なる。外国人住民へのサービスが重要であることは、牛島らが「多民族文化社会における母子の健康に関する研究」として多面的な研究を行い、明らかにしている(牛島 2002)。

海外への展開としては、母子健康手帳はNPO法人HANDSと国際協力機構(JICA)のプ



NPO法人HANDS ウェブサイトより URL <http://www.hands.or.jp/news/mch/>

図5 多言語版と過去の手帳

図6 母子健康手帳を導入している途上国

プロジェクトを通して海外にも普及が図られている（図6）。第二次世界大戦後、日本では母子健康手帳の普及と並行して乳幼児死亡率、妊産婦死亡率が急速に減少した。そこで国連が主導するミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）中の乳幼児死亡率の削減および妊産婦の健康改善の具体的なツールとして、国際母子保健の分野で注目を集め、ユニセフ、JICA、NGOなどの協力のもとにそれぞれの言語による母子健康手帳が開発され、地域にあった手法が編み出されるなど、各国で取り組みが行われている（中村 2012）。

7. BM子育ての観点から見た問題点と今後の課題

BM子育ての観点から現在の母子健康手帳の内容を見ると、家庭内も家庭と社会の関係も1言語であるという想定で作られており、子どもが複数の言語の環境にある場合について配慮されていない。しかし複数の言語の子育ては、一つの言語での子育てとは同じではなく、養育者には次の知識と情報が必要である。特に、将来グローバル人材としての成長が期待される現代社会にあっては、養育者が、自分はBM子育てをしているという自覚のもとに、次の知識を持つことが重要だと考えられる。

- 1) 養育者が気を付けるべきことは何か。
- 2) モノリンガルでなく、バイリンガル・マルチリンガル環境の場合には、子どもの脳はどのように言語発達するのか
- 3) それはモノリンガルとどう違うのか
- 4) 高度バイリンガル・マルチリンガルとなる言語発達をうながすために、具体的にどう接すればいいか。

養育者にBM子育てであることの自覚を促すためには、具体的に次に示すような内容を加えることで、それが達成できる。なお、示しているページは厚生労働省ホームページからダウンロードした「省令様式」の母子健康手帳のページである。

- a. 1ページ目「妊婦の健康状態等」に母語を記入する欄を設ける。
- b. 3ページ目の同居人（兄弟、祖父母など）を記載する欄に、それぞれの母語とコミュニケーション言語を書く欄を設ける。
- c. 28ページの「保護者の記録【1歳の頃】」の項の一つ、「大人の言う簡単なことば（おいで、ちょうだいなど）がわかりますか。」に「両親の母語で」のような記述を加える。

養育者が、自覚を持たずにBM子育てをした場合に、それが直接子育てを阻害するということでも、言語の発達を阻害するということでもない。しかし残念ながら、養育者の働きかけが不十分であったり、誤解にもとづいた働きかけをした場合に、子どもが接しているどの

言語の発達も不十分になって将来学業に支障が出たり、親とのコミュニケーションに支障が出るなど、子どもの成育にとって健全とは言えない現象が起こりうる。そこで、一時的リミテッド状況と呼ばれるこの現象についても、手帳にわかりやすく解説されていることで、その発生を防ぐことができる。

このような見解に基づき、BMCN広報グループでは、次のような手順で母子健康手帳の改正に向けた提言をまとめたいと考えている。

- 1) 提案内容を全ページにわたって検討し、記述する
- 2) 専門家からの助言を受ける。
- 3) 法律が次に改正されるときに、この修正を取り入れてもらうための方策を考え、働きかける。

2018年8月12日のBMCN研究会でのポスター発表の際に、フロアから「海外で子育てをする家族のために、オンラインで入手できることが望ましい」という意見があった。そのような家族に対しては、母子保健だけでなく、「海外における子育て支援」の枠組みでの支援が必要で、情報のオンラインによる提供は必須のことだと考えられる。

なお、母子健康手帳には省令様式と、任意様式の2部構成だが、すでに両方を合わせて100ページをこえてきている。前回2012年の改正においても、ページ数を増やさない工夫について検討会の報告書が言及しており、この点からも、オンラインによる情報提供の工夫は大切な点である。

参考文献

- 牛島廣治 (2003) 『多民族文化社会における母子の健康に関する研究』(厚生労働科学研究平成14年度研究報告書)
- 江崎みゆき (2012) 「自己肯定感を育む「親子健康手帳」」『小児科臨床』65巻8号 pp.1795-1803
- 桶谷仁美 (2007) 「家庭でバイリンガルを育てる—0歳からのバイリンガル教育」明石書店
- 中島和子 (2015) 『バイリンガル教育の方法-12歳までの親と教師ができること』アルク
- 中島正夫 (2012) 「母と子の健康を支援する手帳制度の変遷」『小児科臨床』65巻8号 pp.1768-1755)
- 中村安秀 (2012) 「母子健康手帳：過去、現在、未来」『小児科臨床』65巻8号 pp.1745-1765
- 藤内修二 (2013) 「地域での母子健康手帳の活用」『チャイルドヘルス』16巻12号 pp.36-38
- 横山徹爾 (2012) 『乳幼児身体発育調査の統計学的解析とその手法及び利活用に関する研究』(厚生労働科学研究費補助金平成23年度研究報告書)【注：交付・活用手引きのもとになった研究】
- 横山徹爾 (2012) 「母子健康手帳の交付・活用の手引き」(研究代表者横山徹爾、平成24年)
<https://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatsuiku/index.files/koufu.pdf>

Quay, S. & S Montanari(2016) “Early Bilingualism: From Differentiation to the Impact of Family Language Practice” in Nicoladice E. and S. Montanari eds., (2016) *Bilingualism Across the lifespan*. De Gruyter Mouton

<参考資料・サイト>

- 1) 「母子健康手帳の様式について」(厚生労働省ウェブサイト)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/kenkou-04.html
- 2) 現在の母子健康手帳の発行のしくみ・現状(厚生労働省のウェブサイト)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/kenkou-04.html
- 3) 母子保健法(昭和40年施行、平成29年改正。)(総務省の運営する法令のサイト e-Gavより検索できる)
第十六条 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。
2 妊産婦は、医師、歯科医師、助産師又は保健師について、健康診査又は保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の健康診査又は保健指導を受けた当該乳児又は幼児の保護者についても、同様とする。
3 母子健康手帳の様式は、厚生労働省令で定める。
- 5) NPO 法人 HANDS (Health and Development Service) <http://www.hands.or.jp/>

(文責鈴木庸子)